

在日ロシア連邦大使館 ミハイル・ガルージン大使御中

宮城県において3月26日、原子力発電所の廃止を求める市民が集会を行いました。
参加者全員の意思として、貴職にこのメッセージを送るものです。

- (1)貴国が2月24日に開始した隣国ウクライナに対する軍事侵攻は、いかなる理由でも正当化できない国連憲章違反の侵略であり、直ちに軍隊を撤退させることを求めます。
- (2)貴国は、ジュネーブ条約が付属議定書第一の第56条で、原子力発電所を「攻撃の対象としてはならない」と規定しているにも関わらず、ウクライナの原子力発電所を攻撃しました。稼働中の原子力発電所への攻撃は、人類史上で初めてです。私たちは、原子力発電所の危険を告発している市民として、人類と地球環境を破滅させかねない暴挙を厳しく糾弾し、制圧している原子力発電所から速やかに軍隊を撤退させることを求めます。
- (3)貴国は、学校、住宅地、病院、民間人(非戦闘要員)への攻撃を禁じたジュネーブ条約、およびクラスター弾の使用を禁じたオスロ条約に違反し、不必要な苦痛を与える兵器の使用を禁じたハーグ陸戦条約に違反して燃料気化爆弾を使用するなど、人道に反する無差別攻撃を続けています。その結果として、貴国は第二次世界大戦以降最大の人道危機を引き起こしています。人道に対する犯罪を規定した国際法を想起し、国際法に違反する行為をやめること、および人道危機打開に協力することを求めます。

日本国憲法は、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う」とうたっています。

私たちは、国際法と日本国憲法の名において、以上の事項を貴国に要求するものです。

このメッセージを、貴国のウラジーミル・プーチン大統領に伝えて下さい。

2022年3月26日

「STOP！女川原発再稼働 さようなら原発 宮城県民集会」参加者一同